

横浜市駐車場条例の改正の素案についてご意見を募集します

横浜市では、駐車需要の原因となる建築物の新築等の場合に建築主に対して駐車場の敷地内確保を義務付ける「横浜市駐車場条例」を昭和38年に制定し、駐車場の整備促進を図っています。しかし、近年、車離れや鉄道網の発達など、自動車交通を取り巻く環境は大きく変化しており、鉄道利便性の高い地域で駐車場の供給過多の傾向が現れています。また、駐車場(出入口)の増加により、街の魅力や歩行者空間の安全性の低下がみられます。

そこで、令和7年5月改定の横浜市都市計画マスターplanが掲げる「土地利用制度の戦略的な活用」も踏まえ、時代の変化に対応した制度となるよう、条例改正を見据えて検討を進めてきました。

このたび改正の素案がまとまりましたので、市民や事業者のみなさまから広く意見を募集します。

1 改正の素案の概要（方向性）

- (1) 附置義務規制の適用対象規模を緩和します。
- (2) 附置義務規制の適用対象建物用途を緩和します。
- (3) 附置義務台数の算定基準（原単位）を緩和します。
- (4) 附置義務台数を利用実態に基づき緩和する基準を追加します。
- (5) 附置義務駐車場の隔地※の特例の適用条件を緩和します。

※附置義務駐車場を建築物の敷地外に設けること。

左記(1)～(5)の緩和は既設の建築物(駐車場)にも適用できることとします。

2 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間

令和7年9月25日(木)～令和7年10月24日(金)



横浜市電子
申請・届出
システム

- (2) 意見提出方法

① オンライン入力フォーム【入力先】 横浜市電子申請・届出システム

(<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/a3f94548-8f98-4b40-bebc-8fe486cdda75/start>)

② 電子メール※ 【送信先】 tb-parking@city.yokohama.lg.jp

③ 郵送又は持参※ 【送付/持参先】 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
横浜市都市整備局交通企画課 駐車場担当あて

④ FAX※ 【送信先】 045-663-3415

※提出方法②～④については専用の意見提出用紙をご用意しています。



横浜市電子
申請・届出
システム

改正の素案の内容など、詳しくは、意見募集専用ページをご覧ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/joreikaisei.html>)

なお、意見募集関係資料は、横浜市役所の次の場所で配架します。

- ◆ 市民情報センター（市庁舎3階）
- ◆ 各区役所広報相談係
- ◆ 建築局建築指導課（市庁舎25階）
- ◆ 【担当窓口】都市整備局交通企画課（市庁舎29階 / Tel 045-671-3853）



意見募集
専用ページ

お問合せ先

都市整備局交通企画課鉄道事業等担当課長 八子 俊昇 Tel 045-671-3122



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

